基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月六日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年九月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月二十日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目九番八号
株式会社オートサーバー
代表取締役　安達　正純

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月二十日

東京都品川区東大井二丁目一番五号
シンプロメンテ株式会社
代表取締役社長　内藤秀治郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月四日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年九月十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月二十日

東京都港区芝三丁目五番五号　芝公園ビル六階
株式会社旅キャピタル
代表取締役　吉村　英毅

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年九月二十一日です。

平成二十五年八月二十日

山梨県甲府市丸の内二丁目二九番一号
株式会社小松屋ビル
代表取締役　三井　仁

限定承認公告

本籍栃木県宇都宮市戸祭四丁目九番、最後の住所栃木県宇都宮市戸祭二丁目九番二七号コーポ谷地一〇二　被相続人　亡　樋口　久雄

右被相続人は平成二十五年五月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年八月十二日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

栃木県足利市江川町三丁目六〇番地一三
相続財産管理人　鈴木　儀之

限定承認公告

本籍東京都荒川区南千住五丁目三番地、最後の住所千葉県松戸市古ケ崎一丁目三〇六四番地の二小幡荘一〇一号

被相続人　亡　井部　雅雄

右被相続人は平成二十五年五月二十六日死亡し、その相続人は平成二十五年八月七日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

千葉県印西市木刈四丁目三一番地四
限定承認者　井部　賢二

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十五年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年八月二十日

東京都港区新橋二丁目一六番一号
株式会社プロファイブコンサルタンツ
代表取締役　米津　宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000281/6ted/

平成二十五年八月二十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
グローバル・アセット・ツー・ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000290/dnp7/

平成二十五年八月二十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
グローバル・アセット・ファイブ・ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十五年八月二日掲載の組織変更公告中、組織変更後の商号「知識工房株式会社」とあるは「株式会社知識工房」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年八月二十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号
知識工房合同会社
代表社員　照屋　清

正　誤

平成二十四年一月十二日（号外第七号）公布経済産業省令第二号（鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

九ページ上段様式第六の一は、次のとおりの誤り。

様式第６の１（第８条第３項関係）

相続その他の一般承継による試（採）掘出願人の地位の非承継届

年　月　日

経済産業局長　殿

住所（郵便番号）
氏名又は名称（ふりがな）　印
（電話番号）

下記のとおり、試（採）掘出願人の地位の承継の放棄をするので、届け出ます。

記

1　出願番号
2　出願区域の所在地
3　出願区域の面積
4　出願の年月日
5　試（採）掘出願人　氏名又は名称

備考

1　様式第２の備考６に準ずる。
2　承継に係る事実を証する書面を添えること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十日付第一八二号六　四ページ●同日付政府調達第一五六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）